

各務原市監査委員告示第1号

令和5年度第3回定期監査・行政監査の結果に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

各務原市監査委員 五島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

所管部課：少年自然の家

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>プラネタリウム利用料等、施設の利用者から窓口で現金を受領するケースがあるが、現金の取扱いに係る帳簿等が作成されていない。不適正な取扱いを防止するため、早急に現金の取扱いに係る帳簿等を整備されたい。</p> <p>また、受領した現金を金庫において一定期間保管しているが、市会計規則等の規定に基づき、速やかに指定金融機関等への払込み等適切な対応をされたい。</p>	<p>令和5年12月27日、窓口現金受払簿を作成しました。今後は、現金を収納したときは、窓口現金受払簿で出納管理するとともに、収納後即日（指定金融機関等が休業日の場合は翌営業日かつ自然の家の開所日）に指定金融機関等へ入金するなど、市会計規則等の規定に基づき適切に対応します。</p>